

令和8年度「30年目のラブレターin うわじま」PR業務
 プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点	
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	10
		本業務を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	
提案項目	広報等に係るデジタルマーケティング	募集広告記事のイメージ案は本業務の目的の内容に沿ったものになっているか。	20	45
		本業務の目的に沿ったペルソナの設定となっているか。	5	
		より効果的な広告配信の手法・方法が提案されているか。	20	
	広報宣伝媒体	プロモーション動画のイメージ案は、本業務の魅力が伝わり、訴求力が期待できるものになっているか。	15	25
	提案限度額の範囲内での追加提案	本業務をさらに効果的なものとする広報宣伝媒体とプロモーション展開例が提案されているか。	10	
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	10
	スケジュール	各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	5	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか。		5
経費項目や金額の妥当性	提案金額に対する積算金額は妥当か。また経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。		5	

2 評価の方法について

- (1) 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (3) 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。